

第四十六回国会 公職選挙法改正に関する調査 小委員会議録 第六号
衆議院 特別委員会 選挙区に関する調査

昭和三十九年六月十九日(金曜日)

午前十時十六分開議

出席小委員

小委員長 青木 正君

渡海元三郎君 加賀田 進君

畑 和君

出席政府委員

自治事務官 長野 士郎君
(選挙局長)

小委員外の出席者

公職選挙法改正
に関する調査特
別委員長 小泉 純也君

公職選挙法改正
に関する調査特
別委員 山下 榮二君

本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一四三号)

○青木小委員長 これより選挙区に関
する小委員会を開会いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案
について審査を進めます。

本案について、特に選挙区等に関す
る問題につき検討を進めることといた
します。なお、前回と同様、懇談の形
式で行なうことといたしたいと存しま
すので、さよう御了承願います。
それではこれより懇談に入ります。

〔午前十時十七分懇談会に入る〕

〔午前十一時六分懇談会を終わる〕

○青木小委員長 これにて懇談を終わ
ります。

ただいま御協議を願いました結果、
内閣提出第一四三号、公職選挙法の一
部を改正する法律案中、六人区、八人
区につきましては、次の通り分割する
ことの結論を得た次第であります。

その内容は、すなわち、東京都千代
田区、港区、新宿区をもって東京都第
一区とし、議員数は三人、中央区、文
京区、台東区をもって東京都第八区と
し、議員数は三人、豊島区、練馬区を
もって東京都第五区とし、議員数は三
人、北区、板橋区をもって東京都第九
区とし、議員数は三人、墨田区、江東
区、荒川区をもって東京都第六区と
し、議員数は四人、足立区、葛飾区、
江戸川区をもって東京都第十区とし、
議員数は四人、名古屋市中千種区、東
区、北区、西区、中村区、中区、守山
区をもって愛知県第一区とし、議員数
は三人、昭和区、瑞穂区、熱田区、中
川区、港区、南区、緑区をもって愛知
県第六区とし、議員数は三人、現行大
阪府第一区のうち、西区、港区、大正
区、浪速区、住吉区、西成区をもって
大阪府第一区とし、議員数は三人、天
王寺区、南区、生野区、阿倍野区、東
住吉区をもって大阪府第六区とし、議
員数は三人とする。

以上であります。これを当小委員
会の経過として委員会に報告すること
にいたしたいと存じますので、さよう
御了承願います。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時九分散会

昭和三十九年六月二十三日印刷

昭和三十九年六月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局